

事業コード	02020102	政策コード	02	政策名	県民総参加による環境保全対策の推進				
事業名	自然環境保全地域新規指定事業	施策コード	02	施策名	自然環境と景観の保全				
部局名	生活環境部	課室名	自然保護課	指標コード	01	施策目標(指標)名	自然環境の保全		
		班名	調整・自然環境班	(tel)	1613	担当課長名	阿部 雅弘	担当者名	上田 貴夫

評価対象事業(計画)の内容

事業年度 平成26年度 ~ 平成28年度

<p>1. 事業立案の背景(施策目標の達成のために今なぜこの事業が必要なのか)</p> <p>ため池の埋立・改修、ブラックバスの放流、観賞魚業者の採捕等により絶滅危険度が高いと評価されているゼニタナゴ(国レッドリスト2013:絶滅危惧 A類、県レッドデータブック2002:絶滅危惧 A類)が生息する横手市安本地内のため池において、近年愛好家や観賞魚業者による採捕が更に顕著となり絶滅の危険性が非常に高まっていることから、早急な保護対策の確立が必要である。</p>	<p>3. 事業目的(どういう状態にしたいのか)</p> <p>ゼニタナゴの採捕を法的に規制し、本種及び本種の生息地を保全する。</p> <p>(重点施策推進方針との関係) 重点事業として要望 その他事業として要望</p>
<p>2. 住民ニーズの状況</p> <p>ニーズを把握した対象 受益者 一般県民 (時期: 年 月)</p> <p>ニーズの把握の方法 アンケート調査 各種委員会及び審議会 ヒアリング インターネット その他の手法 (具体的に)</p> <p>ニーズの具体的内容</p> <p>5年ほど前から愛好家や観賞魚業者による採捕が顕著に増えてきており、ため池の管理者が口頭で注意しても効果がない。法的根拠に基づく採捕禁止措置が必要である。</p>	<p>4. 目的達成のための方法</p> <p>事業の実施主体 県</p> <p>事業の対象者・団体 県民</p> <p>達成のための手段</p> <p>ゼニタナゴの生息地を自然環境保全地域(野生動植物保護地区)に指定して、本種の捕獲と生息地の開発行為等を規制し、ゼニタナゴ及びその生息地を保全する。</p>
<p>把握してない場合の理由及び今後の方針</p> <p>理由</p> <p>今後の方針</p>	<p>比較した代替手段及び選択した手段の有効性</p> <p>秋田県自然環境保全条例に基づく規制であり、新たに条例等を策定する必要が無く、最も短期間で法的な根拠を設定することができることから最善の手段である。</p>

5. 事業の全体計画及び財源		単位(千円)								
順位	事業内訳	左の説明		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	全体(最終)計画
01	自然環境保全地域新規指定事業	横手市安本地内のため池において魚類相調査を実施するとともに利害関係人との調整を行い、自然環境保全地域に指定する。		4,437	500	1,000				5,937
財源内訳				4,437	500	1,000				5,937
国庫補助金										
県の債										
その他										
一般財源				4,437	500	1,000				5,937

6. 事業の効果を把握するための手法及び効果の見込み

事業の期待される成果		ゼニタナゴの採捕を規制し本種の生息地が保全される。							
指標	指標名	ゼニタナゴ保全のための保護地域指定の進捗率(%)					指標の種類		
	指標式	3年間全体スケジュールの進捗率のとの比較					成果指標 業績指標		
	年度別の目標値(見込まれる成果による指標)								
	指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	最終年度
	目標a			50	75	100			
	実績b	データ等の出典							
	東北 全国	当該年度の事業実績							
把握する時期		当該年度中03月		翌年度 月		翌々年度 月			

指標	指標名								指標の種類
	指標式								成果指標 業績指標
	年度別の目標値(見込まれる成果による指標)								
	指標	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	最終年度
	目標a								
	実績b	データ等の出典							
	東北 全国								
把握する時期		当該年度中 月		翌年度 月		翌々年度 月			

指標を設定することができない場合の効果の把握方法
 指標を設定することが出来ない理由

見込まれる効果及び具体的な把握方法(データの出典含む)

事業の必要性	
現状の課題及び施策目的に照らした事業の必要性	本種は採捕により絶滅の危険性が高まっていることから、本事業は必要である。
住民ニーズに照らした事業の必要性	地元自治体(横手市)及びため池の管理者からも法的根拠に基づく早急な保全策の確立を求められていることから、本事業は必要である。
事業の県関与の必要性	法令・条例上の義務 内部管理事務 県でなければ実施できないもの 民間・市町村で実施可能であるが、県が関与する必要性が認められるもの
	自然環境保全地域の指定は自然環境保全条例に基づく行為であり、県が実施するものである。

		政策評価委員会意見	重点事業の適合及び指標・目標値の適合性判定
		重点事業	その他